

令和4年度新型コロナウイルス感染症患者入院受入協力金 Q&A

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | どのような医療機関が協力金の対象となりますか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に陽性患者受入れ病床を構えている医療機関(重点医療機関等)と同様の役割を担った医療機関。 ・県の要請により臨時的に病床単位で受入れた医療機関。 |
| 2 | 同一陽性患者が2回以上入院した場合、2回とも協力金の交付対象となりますか。 | 1回目の入院に対して協力金を交付します。 |
| 3 | 陽性患者が一旦入院したが、療養解除前に他の医療機関等に転院した場合、当該患者は協力金の交付対象となりますか。 | 補助対象外です。 ※陽性患者の入院を受入れ転院させることなく自院で治療し療養解除となった場合に限りです。 |
| 4 | 有床診療所は対象となりますか。 | 補助対象となります。 |
| 5 | 関連施設の高齢者施設等で陽性患者が療養していた場合、協力金の補助対象となりますか | 補助対象外です。 |
| 6 | 陽性患者が入院し、治療していたが死亡した場合、当該患者は協力金の交付対象となりますか。 | 補助対象となります。 |
| 7 | 協力金の対象期間はいつですか。 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実施したものが対象となります。 |
| 8 | 交付申請書の提出期限はいつですか。 | 具体的な期日は設けておりませんが、令和4年度予算が財源であるため、陽性患者が療養解除になり次第、速やかに提出をお願いします。 |
| 9 | 申請の際に添付資料として何が必要ですか。 | 陽性患者の入院、治療を行ったことが証明できるレセプトの写しなどを添付してください。 |